

带状疱疹ワクチン予防接種について

阿久根市では、予防接種法に基づき高齢者等の带状疱疹ワクチン予防接種を実施します。
なお、带状疱疹ワクチンの予防接種は、**自らの意思で予防接種を希望する方のみ**に接種を行うものであり、**接種を受ける法律上の義務はありません。**
予防接種を受ける前に、別紙の説明書「带状疱疹ワクチン予防接種を受けられる方へ」をよく読み、十分納得した上で接種を受けてください。

接種期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで（休診日は除く）

対象者

※ 带状疱疹になったことがある方も対象となります。

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	70歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日
75歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	80歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日
85歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	90歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
95歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	100歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日

※ 60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障害があり、日常生活がほとんどできない方も対象となります。

※ 過去に带状疱疹ワクチンを接種したことがある方は基本的に対象となりませんが、医師が必要と認めた場合は対象となる場合があります。

接種場所

裏面協力医療機関

予診票は1枚のみ発行しています。組換えワクチンを接種される場合は、1回目接種翌月末に2枚目の予診票を送付します。

ワクチンの種類・接種料



2種類のどちらかを選んで接種します

	生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK社）
接種回数	1回	2回
接種間隔	—	通常、2か月以上の間隔をあける
接種方法	皮下注射	筋肉内注射
自己負担	2,500円	1回当たり6,500円

予防効果や副反応、有効性の持続期間等については、別紙説明書参照

※ 生活保護法による扶助を受けていることを証する証明書を持参した方は無料

※ **令和9年4月1日以降の接種は公費の対象になりません。**組換えワクチンの接種を希望される場合は、**2回目の接種が年度内となるようスケジュールをたて**てください。

準備するもの

带状疱疹ワクチン予防接種予診票（黄色）

※ **予診票がなければ補助を受けられません。**

予診票に必要事項を記入の上、医療機関へ必ず持参してください。

予診票を紛失した場合は、下記問合せ先へ御連絡ください。

健康手帳（お持ちの方）

生活保護法による扶助を受けていることを証する証明書（お持ちの方）

【お問合せ先】 〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地
阿久根市こども保健課 保健予防係 ☎0996-73-1228

協力医療機関一覧

予約の際は、どちらのワクチンを接種するか伝えてください。

医療機関	電話番号	生ワクチン	組換えワクチン	予約	医療機関	電話番号	生ワクチン	組換えワクチン	予約	医療機関	電話番号	生ワクチン	組換えワクチン	予約	
阿久根市	いまむらクリニック(※)	73-1700		○	要	出水郡医師会立第二病院	82-5900	○		要	せき耳鼻咽喉科クリニック	64-1187	○	○	要
	内山病院	73-1551	○	○	要	出水総合医療センター	67-1611	○	○	要	つかさとクリニック	67-5560	○	○	要
	出水郡医師会広域医療センター(※)	73-1331		○	要	出水総合医療センター高尾野診療所	82-0017	○	○	要	恒吉医院	82-0048		○	要
	林胃腸科外科	73-3639		○	要	出水総合医療センター野田診療所	84-2023	○	○	要	にのみやこどもクリニック	62-0167		○	要
	北国医院	72-0016	○	○	要	出水病院	62-0419	○	○	要	ニューライフいずみ	63-8000	○	○	要
	山田クリニック	72-0420	○	○	要	市川医院	63-3151	○	○	要	林泌尿器科クリニック	64-8800	○	○	要
	黒木医院	75-0200	○	○	要	おかだクリニック	63-7011	○	○	要	東医院	67-1861	○	○	要
	脇本病院	75-2121	○		要	かじわら内科クリニック	63-8300	○	○	要	広瀬産婦人科医院	62-1559	○	○	要
	介護老人保健施設回生苑	72-1661	○	○		楠元内科医院	62-8600	○	○	要	福元医院	67-3200	○	○	要
	介護老人保健施設グリーンフォレストみかさ	75-3222		○		クリニック.なかむら	62-0241	○	○	要	友愛クリニック	64-2101	○	○	要
長島町	長島クリニック	88-6405	○	○	要	こどもクリニック永松	64-1500	○		要	よう皮ふ科医院	63-1112	○	○	要
	長島町国民健康保険鷹巣診療所	86-0054		○	要	境田医院	67-2600	○	○	要	吉井整形外科内科中央病院	62-8111	○	○	要
	長島町国民健康保険平尾診療所	88-2595	○	○	要	さくら通りクリニック	62-2311	○	○	要	吉田耳鼻咽喉科医院	62-0170		○	要
						三慶医院	63-2333	○	○	要	来仙医院	84-2005	○	○	要
						整形外科 ばばぐちクリニック	64-8260	○	○	要	わかすぎ皮フ科クリニック	64-1313	○	○	要

(※) は、かかりつけ患者のみ接種可となります。

◎ 回生苑、グリーンフォレストみかさ、第二病院、ニューライフいずみについては、入院患者と入所者のみの接種となります。

◎ 予約欄が「要」の場合は、必ず事前に予約してください。

带状疱疹ワクチン接種を受けられる方へ

带状疱疹とは

带状疱疹は、過去に水痘（水ぼうそう）にかかったときに体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には左右どちらか帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「带状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。



带状疱疹ワクチンとは

带状疱疹ワクチンには、生ワクチン（阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン）と組換えワクチン（GSK社：シングリックス）の2種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

	生ワクチン	組換えワクチン
接種回数 (接種方法)	1回 (皮下に接種)	2回 (筋肉内に接種)
接種スケジュール	—	通常、2か月以上の間隔を置いて2回接種※病気や治療により、免疫の機能が低下または低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。
接種できない方	病気や治療によって、免疫が低下している方は接種できません。	免疫の状態に関わらず接種可能です。
接種に注意が必要な方	<ul style="list-style-type: none"> ・接種前に発熱（37.5度以上）している方 ・重篤な急性疾患に罹っている方 ・带状疱疹ワクチン（生ワクチン、組換えワクチン）の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある方 	<ul style="list-style-type: none"> ・筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固両方を実施されている方は注意が必要です。 ・<u>心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方</u> ・免疫不全と診断されている方 ・近親者に先天性免疫不全症の方がいる方 ・带状疱疹ワクチン（生ワクチン、組換えワクチン）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

带状疱疹ワクチンの効果

		生ワクチン	組換えワクチン
带状疱疹に対するワクチンの効果（報告）	接種後1年時点	6割程度の予防効果	9割以上の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果	9割程度の予防効果
	接種後10年時点	—	7割程度の予防効果
带状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果（接種後3年時点）		6割程度	9割以上

带状疱疹ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。接種後に気になる症状が出た場合には、接種した医療機関へお問合せください。

主な副反応の発現割合	生ワクチン	組換えワクチン
70%以上	—	疼痛
30%以上	発赤	発赤、筋肉痛、疲労
10%以上	掻痒感、熱感、腫脹、疼痛、硬結	頭痛、腫脹、悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	掻痒感、倦怠感、その他の疼痛
頻度不明	アナフィラキシー、無菌性髄膜炎 血小板減少性紫斑病	ショック、アナフィラキシー ギラン・バレー症候群

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの带状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、他のワクチンと同時接種が可能です。ただし、生ワクチンについては、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

接種を受けた後の注意点

ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。

注射した部位は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。当日の激しい運動は控えるようにしてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。気になる症状が現れたときには医療機関を受診し、こども保健課へ連絡してください。

【連絡先・予診票再発行】

阿久根市こども保健課 保健予防係 ☎0996-73-1228(直通)